

# 令和2年度各種技能講習等ご案内



申込み及び問合せ先 建設防青森県支部上北分会  
〒034-0081 十和田市西十三番町4-10建設会館1階  
電話 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174

主催者 青森労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会青森県支部(略称:建災防)  
電話 017-773-6200 FAX 017-773-6201

区分	技能講習						特別教育	その他の教育等			
	作業主任者		車両系建設機械運転		不整地運搬車運転	高所作業車運転		足場の組立て等特別教育	職長・安全衛生責任者	職長・安全衛生責任者能力向上	
種別	足場の組立て等	地山の掘削及び土止め支保工	整地・運搬・積み込み用及び掘削用	解体用							
6月			学科1日9:00~16:40 学科2日9:00~12:20 実技3日8:30~13:30 (受付5/1~)	←中止です	締切は講習日の7日前ですが定員になり次第受付を終了いたします。						
7月		学科1~3日9:00~16:30 (受付6/1~)					学科16~17日9:00~17:20 (受付6/16~)	学科30日9:00~15:50 (受付6/30~)			
8月											
9月					学科17日9:00~18:20 実技18日8:30~14:30 (受付8/17~)				受講料は、おつりのないようお願いします！！		
10月				学科23日8:30~12:10 実技23日13:00~16:00 (受付9/23~)		学科12h 28日9:00~17:20 学科14h 28日9:00~16:10 29日9:00~12:10 実技 30日8:30~16:30 (受付9/28~)			ホビーくん		
11月	学科10~11日9:00~17:20 (受付10/12~)					↑ 高所作業車の実技時には安全帯を用意のこと。					
12月							学科3日(6h)9:00~16:10 (受付11/4~)				
会場	建設会館4階	建設会館4階	学科…建設会館4階 実技…実技教習所	実技場	学科…建設会館4階 実技…実技教習所	学科…建設会館4階 実技…実技教習所	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階
受講料	受講料(税込)	会員 10,000円 非会員 1,340円	12,000円 2,100円	40,000円 1,340円	20,000円 1,260円	27,000円 1,260円	12hコース 33,000円 14hコース 35,000円	7,000円 9,000円	14,000円 16,000円	7,000円 8,000円	7,000円 8,000円
	テキスト代(税込)	1,680円	2,620円	1,680円	1,570円	1,570円	1,500円 1,880円	650円 810円	1,680円 2,100円	780円 970円	780円 970円
	修了証送付料	404円	404円	404円	404円	404円	404円	404円	即日交付	即日交付	即日交付
	計	会員 11,744円 非会員 12,084円	14,504円 15,024円	41,744円 42,084円	21,664円 21,974円	28,664円 28,974円	34,904円 35,284円	36,904円 37,284円	7,650円 9,810円	15,680円 18,100円	7,780円 8,970円
定員	40名	40名	40名	32名	32名	36名	36名	30名	30名	30名	30名
受講資格	作業に3年以上従事した者(満21歳以上) 専門の学科卒で2年以上従事した者(卒業証明書等の写し添付のこと) その他厚生労働大臣が定める者 ※講習の一部免除あり(右記参照) ※足場の作業について平成29年7月以降は「足場の組立て等特別教育」修了者でなければ従事できない		大型特殊免許所持者 3t未満特別教育修了者のいずれか	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 ※右記参照	大型特殊免許所持者 3t未満特別教育修了者 車両系修了者のいずれか	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	普通免許所持者	足場の組立て・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者 ※右記参照	職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者、選任される予定の者 ※右記参照	職長等の職務に従事することになった後、概ね5年経過した者	

### 受講申し込み方法

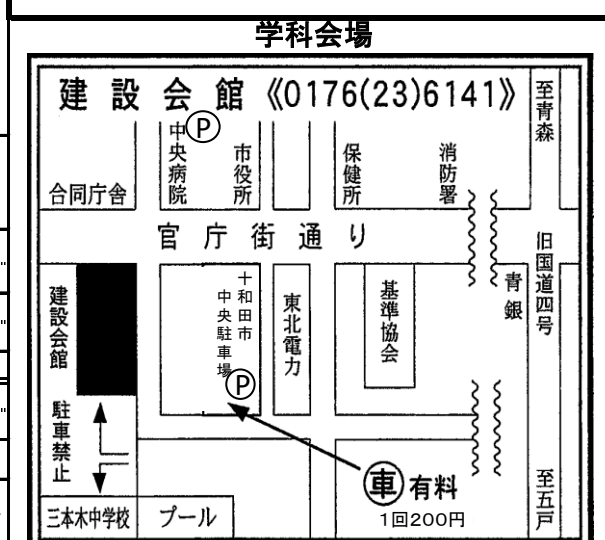
※新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の為、当面の間郵送のみの受付といたします。

- 送付する前に受付が終了していないか電話で確認して下さい。
- 確認後に提出書類①から④と「領収書の宛名・FAX番号を明記したもの」を現金書留の封筒に入れて郵送して下さい。
- 領収書は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方は、返信用封筒を同封の上お申し込みください。
- 受講票は、FAXでお送りいたします。

★申込書は、下記の建設防青森県支部ホームページよりダウンロードできます。コピー可。  
また、他分会の講習日程・案内等も掲載しております。  
<http://www.ao-kensaibou.com/>

### 注意事項

- 電話による申込み予約はしておりません。
- 開講1週間前の取消し又は欠席の場合は、受講料等の返金はいたしません。
- 当日は、筆記用具をご持参ください。
- 受講者が少ない場合は、取りやめもあります。
- 実技の際は、ヘルメット、作業服、安全靴(又は長靴)を着用してください。
- 雨天時は雨具を用意してください。



### 講習の一部免除

足場の組立て等作業主任者  
とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者は、受講一部免除で受講時間、受講料が変わります。

地山の掘削及び土止め支保工  
地山、土止め、とび科、機械施工、土木施工のほか、各種検定、免許等の有資格等により、受講時間、受講料が変わります。  
建設防青森県支部ホームページの講習案内をご確認下さい。上北分会受付にも免除表があります。

### 足場の組立等の特別教育

平成29年7月1日以降は、それ以前に作業経験を有している者であっても本教育修了者でなければ作業に従事できません。  
※下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- 足場の組立て等作業主任者修了者
- 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規定第1条各号に掲げる者
- とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

### 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

平成25年7月1日の労働安全衛生規則一部改正により、鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機は本講習を修了した者でなければ運転業務に就くことができなくなりました。  
平成25年7月以前に受講されているかたは、上記3機種については運転業務に就くことができずご注意ください。(ただし、平成25年7月から平成27年6月まで実施した特別講習を修了した者は除く)

### 助成金制度

【経費助成】  
雇用保険料を負担する事業主が、受講料負担してその雇用する労働者に受講させる場合、助成されます。

【賞金助成】  
事業主が雇用保険の被保険者である受講生に受講期間中に賞金を支払った場合、事業主に助成されます。  
・受講後2ヶ月以内に支給申請書の提出が必要  
問合せ・申請先  
〒030-8559  
青森市新町二丁目4-25青森合同庁舎7階  
青森労働局職業安定部職業対策課  
電話 017-721-2003

### 試験結果の通知について

試験結果の通知(修了証)は、約3週間後に主催者から、台紙にご記入いただいた宛先に郵送されます。  
発行者及び問合せ先  
建設防 青森県支部 電話 017-773-6200

### 修了証の再交付・書替えについて

各種技能講習等の修了証の再交付・書替えは、その修了を発行した機関でしか取扱いません。

### 技能講習修了証明書について

複数の技能講習修了証が1枚のカードに！  
現場にはこれでOK。労働安全衛生法第61条3項に規定する「資格を証する書面」に該当し、偽造対策としても有効です。  
取扱機関 技能講習修了証明書発行事務局  
電話 03-3452-3371  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/index.html>

### 提出書類等

- ①所定の申込書…………… 年齢、連絡先電話番号、事業主印(必要な場合のみ)、本人印は、必ず確認してください。記入事項の訂正は、二重線を引いて訂正印(事業主証明欄以外は本人の訂正印使用)を押してください。(修正液、修正テープ使用不可)
- ②免許証又は資格証……… 講習の一部免除希望者は、コピーしたものを添付(鮮明なものを申込書の後ろののりで貼り付けてください。)
- ③証明写真1枚…………… 1年以内に撮影した無帽、無背景のもの。(胸上3.6cm×2.4cm。カラー、白黒、スピード写真いずれも可。個人で撮影したものは不可。)
- ④受講料…………… 写真の裏面に氏名を記入し、所定の欄ののりで貼り付けてください。申込書等と一緒に前金にて納付ください。

技能講習は登録教習機関でなければ実施できません。遅刻・途中退場は認めません。